

平成26年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成26年3月3日（月曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第6 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第5号 定期監査報告
- 第11 議案第3号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件
- 第12 議案第4号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第13 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件
- 第14 議案第6号 美唄市空き家等の適正管理に関する条例制定の件
- 第15 議案第7号 美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件
- 第16 議案第8号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
- 第17 議案第9号 美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件
- 第18 議案第10号 美唄市社会教育委員の

定数及び任期に関する条例の一部改正の件

- 第19 議案第11号 美唄市体育センター条例の一部改正の件
- 第20 議案第12号 指定管理者の指定の件（美唄市総合体育館）
- 第21 議案第13号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件
- 第22 議案第14号 美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件
- 第23 議案第15号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件
- 第24 議案第16号 指定管理者の指定の件（美唄市農道離着陸場）
- 第25 議案第17号 平成25年度美唄市一般会計補正予算（第8号）
- 第26 議案第18号 平成26年度美唄市一般会計予算
- 第27 議案第19号 平成26年度美唄市民バス会計予算
- 第28 議案第20号 平成26年度美唄市国民健康保険会計予算
- 第29 議案第21号 平成26年度美唄市下水道会計予算
- 第30 議案第22号 平成26年度美唄市介護保険会計予算
- 第31 議案第23号 平成26年度美唄市介護サービス事業会計予算
- 第32 議案第24号 平成26年度美唄市後期高齢者医療会計予算
- 第33 議案第25号 平成26年度市立美唄病院事業会計予算
- 第34 議案第26号 平成26年度美唄市水道事業会計予算

第35 議案第27号 平成26年度美唄市工業
用水道事業会計予算

◎出席議員（14名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	五十嵐 聡 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
12 番	小 関 勝 教 君
13 番	土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	市 川 厚 記 君
市 民 部 長	竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	山 崎 一 広 君
経 済 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総務部総務課主査	平 野 太 一 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教育委員会教育長	早 瀬 公 平 君

教育委員会教育部長	伊 藤 敦 史 君
-----------	-----------

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇 君

農業委員会会長	西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長	吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員	山 口 隆 慶 君
---------	-----------

◎欠席説明員

監査事務局長	濱 砂 邦 昭 君
--------	-----------

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	中 平 匡 司 君
次 長	三 上 忠 君

午前10時00分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日をもって招集されました平成26年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長内馬場克康君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

監査事務局長濱砂邦昭君は本日都合により欠席いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1 番 倉本賢議員

2 番 長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月20日までの18日間とし、うち3月4日ないし3月6日、3月8日及び3月9日、3月11日ないし3月19日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても、朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 平成26年第1回市議会定例会にあたり、市政執行についての私の所信を申し上げます。

私が、市長の重責を担わせていただいてから2年7か月が経過しました。

私は、これまで、市民の皆さんが、安全で安心して暮らせることを最優先として、まちの活力を高めていくことが重要であると考え、数多くの市政の重要課題に真摯に向き合いながら、全力でその解決に向けて取り組んでまいりました。

現在、我が国は、東日本大震災や原発問題をはじめ、TPP交渉の行方などの国を左右する問題や、また、4月からの消費税増税など、国民の生活に直結する重要課題が山積している状況にあります。

このような中、国内の景気情勢は、需要が堅調に推移し、生産が緩やかに増加しており、道内経済においても、円安による外国人観光客の増加や公共事業の拡大を背景に、景況感が好転していると報じられておりますが、国の経済対策による効果は、まだまだ、地方や生活者には行きわたっていない状況にあると認識しております。

本市においては、人口減少や少子高齢化、さらには地域医療の再構築や地域経済の振興などの重要課題が山積している状況にありますが、私は、安全で安心な暮らしの実現や活力あるまちづくりを進めて行くためには、本市の抱えている課題が一つひとつ解決に結びつくよう、将来を見据えながら、着実に取り組んでいくことが重要であると考えております。このため課題の中には、本市だけでは解決できない問題もあることから、今後も国や

道などと連携を図りながら、市民サービスの向上につながるよう努めてまいりたいと考えております。

平成 26 年度の市政の執行に向けては、これまでの取り組みを結びつけて、一層の力を傾注しながら邁進していく決意であります。

平成 26 年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

私のまちづくりの基本は、市民の皆さんとの信頼関係を築き、情報や問題意識を共有し、正面から向き合いながら、一緒に取り組んでいくことであり、このことがなによりも大切ではないかと考えております。

私は、これまで厳しい財政状況の中にあっても、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、「びばい未来交響プラン」の都市像に掲げる「食・農・アートが響きあう緑のまち美唄」の実現を目指すとともに、「美唄市財政健全化計画」、「市立美唄病院経営健全化計画」を着実に推進してまいりました。

今後も、ふるさと美唄の再生のため、新しい発想力と機敏な行動力をもって、市民の皆さんとの連携・協働によるまちづくりを全力で進めてまいります。

そのため、平成 26 年度の予算編成に当たっては、市政の重要課題の解決に向けて、活力あるまちづくりのための基本的な考え方として、地域経済の活性化、自然や生活などの環境の整備、安全・安心のまちづくり、まちづくりを担う人づくりを重点とし、食や文化・芸術施設、自然環境など、美唄ならではの地域資源を最大限に活用しながら、重点施策への選択と集中を図ったところであります。

次に、平成 26 年度の主要施策について申し

上げます。

平成 26 年度予算については、平成 25 年度の国の経済対策による繰越事業とあわせ、事業の切れ目ない執行に努め、市民生活の向上や市内経済の活性化を図ってまいります。

まず、「人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり」であります。

農商工連携については、基幹産業である農業と商工業が、それぞれの強みを活かした新商品の開発や販路の開拓などに有機的に取り組む事業を推進するほか、農業者などによる 6 次産業化への取組を支援してまいります。

農業振興については、経営所得安定対策の見直しなど国の農業政策の改革が進められる中で、効率的で生産性の高い生産基盤を確立するため、国営農地再編整備事業や道営経営体育成基盤整備事業を推進するとともに、水稻や畑作の生産振興と農業経営の複合化を図るため、農業協同組合が振興する作物の定着及び生産拡大に向けた取組を支援するほか、担い手の育成・確保へ向けて、青年就農給付交付金を活用した取組を推進してまいります。

また、「美唄市鳥獣被害防止対策協議会」などと連携し、鳥獣による農作物被害の防止に努めるほか、地域が取り組む水路や農道などの保全活動及び長寿命化に向けた活動をはじめ、農業者が行う地球温暖化防止や生物多様性保全などの取組を国・道とともに支援してまいります。

商工業振興については、消費税率の引き上げに伴い、市内の消費の落ち込みが懸念されることから、びばい商品券運営協議会が行うプレミアム付き商品券発行事業に対し支援するほか、商店街の活性化と買い物弱者対策の

ため運行する買い物送迎バスや賑わい創出のために実施するイベントに対し、引き続き支援してまいります。

また、「美唄市地域経済円卓会議」を通じて市内経済の抱える問題について情報交換を行うなど、その解決に向け取り組んでまいります。

雪冷熱エネルギーを活用したホワイトデータセンターの誘致については、包括連携協定を締結した企業や関係機関と連携・協働しながら早期実現に向け取り組んでいくとともに、「美唄市食料備蓄拠点構想」の実現に向けて、各種推進活動を展開している「美唄市食料備蓄推進協議会」に対し、引き続き支援してまいります。

観光・交流については、札幌や首都圏で開催される物産イベントなどへ出展し、特産品や観光をPRするとともに、台湾での広域観光PRをはじめ、東南アジアなどからの団体ツアー客の誘致に向けた取組を行ってまいります。

グリーン・ツーリズムについては、周辺市町と広域的に連携し、中高生の教育旅行の受け入れなど、交流人口の増加に向けた取組を進めてまいります。

また、交流拠点施設「ゆ〜りん館」は、開業して10年が経過し、館内設備の老朽化が著しいことから、冷房設備など緊急性が高い設備から順次整備してまいります。

市外からの移住促進については、首都圏で開催される北海道移住促進協議会と連携したイベントでPR活動を行うとともに、住宅の新築や中古住宅の購入に対する助成の取組を継続してまいります。

公共交通については、市民の皆さんの交通手段を確保するため、「地域公共交通総合連携計画」に基づき、市民バスを運行するとともに、茶志内日東地区、中村沼の内地区、西美唄開発地区で試行運行してきた乗合タクシーの本格運行を行うほか、老朽化が著しい市民バスの更新を行ってまいります。

情報化については、市のウェブサイトこれまで以上に活用し、双方向での情報交流をさらに進めて、市民生活の利便性の向上を図るとともに、本市の様々な施策や美唄の魅力を積極的に発信していくほか、インターネット環境の高度化に対応するため、光回線のサービスエリアの拡大に向けて、関係企業などへ働きかけてまいります。

戸籍事務の電算化については、一部の業務を本年8月から開始し、翌年2月までにすべての電算化を行い、迅速で正確な処理により、市民サービスの向上を図ってまいります。

次に、「人と文化を育み交流が広がるまちづくり」であります。

子育て支援については、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう、乳幼児等医療費助成事業の対象を拡大し、小学校就学前の全ての乳幼児の医療費に係る自己負担額を全額助成してまいります。

また、子育てのニーズに沿った教育・保育・子育て支援の充実を図るため、現行の「次世代育成支援美唄市行動計画」におけるさまざまな取組の成果と課題を踏まえ、平成27年4月施行を目指し「美唄市子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

また、保育サービスの向上を図るため、老朽化する保育施設の統廃合など市内保育所の

再編について検討を行い、子どもたちが健やかに育つ、よりよい環境づくりを目指してまいります。

学校教育については、子どもたちが社会で生き抜く力をつけていくことが重要であることから、確かな学力を育成するとともに、豊かな心、健やかな体の育成を図るなど、一層の充実に努めてまいります。

芸術・文化・生涯学習については、文化・体育施設の安全性・快適性の向上のため、適切な管理運営に努めるとともに、市民の皆さんが主体的に自己の充実や啓発などのために、自分に適した手段を選び学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

男女共同参画については、美唄市男女共同参画推進協議会との協働による講演会や各種広報活動を通じて、家庭・職場・地域などにおける男女平等の意識醸成や男女がともに活躍できる社会づくりに努めてまいります。

また、配偶者などからの暴力の被害に関する各種相談について、道などの関係機関と連携を図りながら、引き続き実施してまいります。

平和施策については、まちづくりにおける理念として「平和の希求」を掲げており、核兵器の廃絶や世界の恒久平和の実現を願い、平和図書コーナーの設置や平和ミニコンサートの開催など平和祈念事業を継続し、市民の皆さんとともに平和施策を推進してまいります。

次に、「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」であります。

自然保護については、「第2期宮島沼保全活用計画」に基づき、環境省と連携を図りなが

ら、宮島沼周辺に生息・生育する動植物の種類と個体数の調査及び自然再生事業における基礎的なデータ収集・調査を行うなど、宮島沼の保全と活用に向けた取組を進めてまいります。

環境行動については、地球温暖化防止啓発を推進するとともに、エコセミナーの開催やごみの出前講座などを通じて、家庭における省エネルギーへの取組や省エネ製品の使用促進、リサイクル活動の推進など、循環型社会の形成に向けた実践的な活動を広げてまいります。

生ごみを除く可燃ごみについては、平成27年度から始まる可燃ごみの広域処理に伴うストックヤードをエコの丘びばいの敷地内に整備するほか、生ごみについては、循環型社会の構築を目指し、堆肥化施設の整備を進めてまいります。そのため、新たな分別収集方法については、地域説明会の開催やパンフレットを全戸に配布するなど、市民の皆さんへの周知に努めてまいります。

また、し尿については、広域処理に向けて、平成27年度から供用開始する奈井江浄化センターの施設整備を進めてまいります。

都市基盤整備については、市道では、引き続き西21線や美培線の整備を行うほか、新たに進徳東1号線の整備に着手するとともに、改良舗装や側溝などの整備を進めてまいります。

橋りょうについては、「美唄市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化した光専橋、秋星橋の架け換えを行い、安全性の確保に努めてまいります。

除排雪については、冬道の安全対策が図ら

れるよう関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全で安心な冬の暮らしの確保に、より一層努めてまいります。

広域交通網の整備については、国道 12 号峰延道路の 4 車線化や主要道道美唄富良野線、旭通などの道道整備の早期完成に向けて、国や道などの関係機関に、引き続き要望してまいります。

市営住宅については、東光団地や美の里団地などの外部改修を行い、入居されている方々の居住環境の改善を図ってまいります。

民間住宅については、高齢化の進展に対応するため、バリアフリー及び断熱改修に対する支援制度を継続してまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消を図るため、配水管の改良事業や漏水調査を継続して行うとともに、引き続き水道管の耐震化を進めてまいります。

また、桂沢水道企業団の浄水場の更新や水道事業統合に向けた検討を継続的に行ってまいります。

下水道については、東明、峰延地区などの整備を計画的に進め、汚水処理区域の拡大や水洗化を促進するほか、マンホールポンプ所の設備を更新するとともに、下水道処理区域外については、引き続き、合併処理浄化槽を設置してまいります。

景観・緑づくりについては、地域における景観づくりの活動を支援するほか、あけぼの公園やつつじ公園の老朽化した遊具などを更新するとともに、公園施設の適切な維持管理を行い、利用者の安全と快適な環境づくりに努めてまいります。

森林については、分収造林受託事業や防風林維持管理事業などにより、市有林の保全と活用に関する取組を推進するほか、未来へつなぐ森づくり推進事業により、民有林の維持・保全の取組を支援してまいります。

次に、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

保健については、地域における自主的・主体的な健康づくりの取組や市民一人ひとりの健康や生活の状況に応じたきめ細かな支援を行うなど、ライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。

また、働く世代の女性支援のための子宮頸がん・乳がんの受診勧奨を行うとともに、がんの早期発見・早期治療に繋がる各種がん検診や感染症を予防するための各種予防接種を引き続き実施し、疾病の予防に努めてまいります。

国民健康保険事業では、収納対策を強化し保険税の確保に努めるほか、ジェネリック医薬品の使用促進や医療の適正受診の啓発などにより、増加する医療費の抑制を図るとともに、特定健診の受診率向上に努め、健康維持や予防対策に取り組み、健全な事業運営に努めてまいります。

地域医療については、「美唄市地域医療再構築プラン」に基づき、総合的な施設整備の構想・計画を策定するとともに、市民の皆さんが安心して生活できるよう、持続可能な医療提供体制と少子高齢社会に対応した、保健・福祉・介護との包括的な連携システムの構築に向けた検討を進め、国や道、美唄市医師会など関係機関と協議を行ってまいります。

また、市立病院については「市立美唄病院

経営健全化計画」及び「市立美唄病院改革プラン」に基づき、引き続き病院経営健全化を推進するとともに、総合診療医をはじめとする医師の確保に全力で取り組んでまいります。

救急医療については、美唄市医師会と緊密な連携を図り、救急搬送や救急医療体制を継続してまいります。

障がい者福祉については、「美唄市障がい者プラン」に基づき、美唄市社会福祉協議会と連携を図りながら、住みなれた地域で、安心して暮らせるよう、福祉サービス体制の充実を図るとともに、地域で孤立することがないように、地域支援見守りネットワークの充実に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢者が支援や介護が必要な状態になっても地域において安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、家族介護用品支給事業において、紙おむつなどの介護用品の支給と併せて、平成26年度から、ごみ袋の支給も行い、高齢者の総合的な生活支援に一層努めると同時に、健康で生き生きとした生活が営めるよう介護予防事業などを推進してまいります。

次に、「安全で安心して住めるまちづくり」であります。

防災については、増加する空き家などの課題に対応するため、所有者などに対して適正な管理を求めるとともに、災害発生に備え、非常食や毛布などの備蓄、発電機や石油ストーブなどの防災資機材を計画的に整備して、市民の皆さんの安全と良好な生活環境の保全に努めてまいります。

防犯や交通安全については、学校や地域における交通安全教育や交通安全運動を推進するほか、町内会などが設置する街路灯への助成を行うなど、地域ぐるみの防犯活動への支援に努めてまいります。

また、市民の皆さんが、全国的に社会問題となっているオレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺などの金融犯罪にあわないよう、引き続き、警察署や銀行などの関係機関と連携を図り、周知に努めてまいります。

消防については、消防救急無線のデジタル化に向けた実施設計を行うとともに、消火活動に支障のないよう、老朽化した消火栓の更新や改修を行ってまいります。

また、市民向けの救急講習会を実施するほか、救急資機材の整備や救急救命士の研修を行い、救命率の向上を図ってまいります。

火災予防については、住宅用火災警報器の未設置世帯に対する設置の働きかけを行うとともに、適切な維持管理に関する広報などの活動を行い、住宅火災による被害のさらなる軽減に努めてまいります。

消費者保護については、近年、不当請求や悪質商法の手口が巧妙化してきていることから、市民の皆さんが被害にあわないよう、美唄消費者協会などと連携しながら必要な情報提供や啓発活動に努めてまいります。

雇用対策については、厳しい雇用情勢の中、引き続き、緊急雇用創出事業など、国や道の助成制度を活用するとともに、企業誘致活動を積極的に展開し、雇用の場の確保に努めてまいります。

また、雇用の拡大を図るため、就職希望者の技能や知識の習得、企業の人材育成の取組

に対して支援を行うほか、岩見沢ハローワークやふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」を通じて、きめ細かな情報提供や相談を行ってまいります。

コミュニティについては、「第3期美唄市地域福祉計画」に基づき、誰もが住みなれた地域で安心して生活ができるよう、町内会による防犯パトロールや高齢者の見守り、せわすきせわやき隊による登下校時の子どもの見守り、老人クラブの自主的な活動などを支援するとともに、「地域福祉推進大会」などを開催し、住民自らが共に支え合う仕組みづくりを推進してまいります。

次に、「みんなで力を合わせるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、引き続き札幌国際大学、札幌大学、札幌大谷大学のご協力をいただきながら、美唄商工会議所などと連携して美唄サテライト・キャンパスを実施するほか、子育てサポーターや運動推進委員の育成などの取組を通じ、協働のまちづくりを担う「人財」を育ててまいります。

さらに、本年に入り、北海道日本ハムファイターズと互いの発展のため協働するパートナー協定を締結したところであり、今後、「スポーツ」、「観光」、「食と健康」を通じて、まちの活性化が図られる取組を進めてまいります。

また、市民の皆さんや各種団体、企業などと情報の共有を進め、意思の疎通を深めて行くことが重要であることから、広報紙や市のホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、自治組織代表者会議、まちづくり地区懇談会など、さまざまな広報・広聴

活動を通じて協働のまちづくりにつなげてまいります。

行財政運営については、多様化する社会や価値観の変化などによる様々な行政ニーズに、迅速かつ的確に対応するため、施策に対応する効率的な組織づくりに努めるとともに、職員研修の充実、国や道との人事交流による高い専門性を持った人材の育成を図るほか、東日本大震災からの復興途上にある被災地へ職員を派遣いたします。

また、災害時には対策本部となる市庁舎の耐震診断を行い、今後の庁舎維持保全方策について検討してまいります。

東美唄出張所については、施設の老朽化が著しいことから、本年8月末の廃止に向けた必要な手続きを取り進めてまいります。

今後も、引き続き、持続可能な自治体経営に向けて、「美唄市財政健全化計画」及び「市立美唄病院経営健全化計画」の推進を図りながら、「びばい未来交響プラン」の実現を目指してまいります。

以上、平成26年度の市政執行方針を申し上げます。

昨年、国連が発表した世界幸福度レポートでは、「国民一人当たりのGDP」「平均寿命」「頼ることができる人の存在」「人生の選択での自由度」などの6つの要素によって、国別に幸福度が示されました。

この調査を行ったコロンビア大学地球研究所の分析では、人はそれぞれ、さまざまな価値観の中で、幸福を感じながら暮らしたいと願い、人を介したネットワークによって幸福が共有され広がっていくものとされており、私たちの日々の暮らしの中で通じる部分もあ

るのではないかと感じたところであります。

私は、本市が厳しい財政状況の下、少子化や高齢化が進む中であっても、将来に向けて夢を描き、希望の持てるまち、生き生きとした暮らしや生きる喜びが実感できるまちづくりを進めることが重要であると考えております。

活力のあるまちづくりを目指して、引き続き、堅実な財政運営に努めながら、「びばい未来交響プラン」の都市像に掲げる「食・農・アートが響きあう緑のまち美唄」の実現に向けて、環境に配慮し、農・商・工の各産業間の連携による経済振興や安全・安心な暮らしに立脚した市民生活の向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆さん、市議会議員の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 平成 26 年第 1 回市議会定例会にあたり、教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

現在、我が国における最重要課題の一つに教育改革があげられています。

教育改革に関するこれまでの国の動きとしては、いじめ問題への対応、教育委員会制度改革、教科書の検定・採択に関する改革、土曜授業の導入、道徳の教科化、グローバル化に対応した英語教育改革、大学入試制度改革等、広範多岐にわたっており、それぞれ従来とは異なる新たな枠組みや方向性が示されてきています。

また、今後、6・3・3・4の学制についても、教育再生実行会議から、第5次提言と

して、提出される見通しとなっています。

教育は、まさに時代を画する大きな潮流の只中にあり、子どもたちを心豊かに育み、世界で活躍できる人材として送り出していくという時代の要請に応えていくためには、これまで以上に、広い視野に立ち、かつ、迅速な対応力を備えて、課題解決に邁進していかなければならないと感じています。

平成 26 年度の教育行政の執行に当たっては、以上のような認識のもと、各分野の施策に取り組んでまいります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、市立幼稚園が1園を残すのみとなり、私立幼稚園との連携などにより、一層の充実が求められています。

そのため、改定後の幼稚園教育振興計画に基づき、「人間形成の基礎を培う幼児教育の充実」「幼児の主体的な活動の促進」「自分らしさの発揮とコミュニケーション能力の養成」「食」を重視した教育活動の充実」を目指し、私立幼稚園や保育所、認定こども園とともに、小中学校との交流活動や連携を進め、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

小中学校教育につきましては、目まぐるしく変化する時代状況の中、子どもたちがそれぞれの目標をもって、社会を生き抜く力を身につけることができるよう、主体的に学ぶ意欲を高め、基礎的、基本的な知識や技能に基づき、自ら考え行動できる力を獲得することが重要となっています。

そのため、確かな学力の育成につきましては、全国学力・学習状況調査の結果の考察・分析などを踏まえ、各学校における課題に応じた授業の改善、習熟度別学習、補充学習な

を進めるとともに、家庭学習の定着に向けて、家庭への啓発や学校からの必要な情報の提供などに努めてまいります。

グリーン・ルネサンス推進事業など、特色ある教育の推進に関しましては、幼稚園から、小中学校、高等学校へとつながる農業体験学習を中心とした連携を深め、美唄の農業への理解をはじめ、コミュニケーション能力や考える力の育成などに努めてまいります。

複式学級がある小学校につきましては、学習支援員を継続して配置し、学習支援体制の確保を図ってまいります。

また、高校教育につきましては、市内道立高等学校の教育活動が広く理解され、特色ある学校づくりが行われ、生徒数の確保につながるよう、引き続き、教育活動の紹介や小中学校との連携を図ってまいります。

豊かな心の育成につきましては、未来を担う子どもたちが生命の大切さに気づき、思いやりの心を持つなど、豊かな人間性を育むことが重要です。

そのため、体験活動や読書活動、道徳教育を含めた全ての教育活動を通じて、子どもたちの感性を育成するとともに、他者を尊重する気持ちや規範意識の育成に努めてまいります。

不登校などの問題への取組みにつきましては、適応指導教室での指導やスクールソーシャルワーカーによる学校と家庭や関係機関をつなぐ活動のほか、楽しい学校づくりに向けて、「心と心をつなぐ指導」についての研究と実践を継続してまいります。

いじめの未然防止等の対策に関しては、児童生徒が主体的に考える場としての仲間づく

り子ども会議の開催のほか、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、必要となる対応について、北海道教育委員会など、関係機関との連携協力のもと、進めてまいります。

また、登下校時等の安全対策として、地域の方たちによる見守りなどの協力のほか、不審者等に対して、子どもたちが自ら危険な状況を回避する能力を身につけることが必要であることから、防犯・防災教育や訓練などを通して、危機回避能力の向上を図ってまいります。

健やかな体の育成につきましては、全国との比較で、北海道の子どもたちの体力が低い状況にあることから、一層の体力向上と健康的で望ましい生活習慣の定着が求められています。

そのため、体力テストの実施や「一校一実践」の継続的な取組みによる運動能力の向上と体力の増進に加え、リズムのある生活習慣づくりに向け、家庭への啓発に努めてまいります。

食育の推進に関しては、学校給食における地元食材を活用した安全で安心な給食を提供するとともに、農業体験学習による食の大切さの指導や栄養教諭による食の指導を引き続き、行ってまいります。

また、学校給食センターにつきましては、老朽化している食器の洗浄設備等を更新し、衛生管理の徹底を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、多様な学びの場において、それぞれ異なる教育的ニーズに応じた適切な指導を行うことにより、自立と社会参加に向けた基礎を築いていくことが重要です。

そのため、これまで特別支援学級に配置していた介助員と、普通学級に配置していた特別学習支援員を統合し、新たに、特別支援教育支援員を配置して、支援体制の柔軟化と充実を図るとともに、美唄市特別支援教育連携協議会による校種間の引継ぎや専門家チームによる学校の巡回相談などを通じて、生活面や学習面における計画的かつ適切な指導を進めてまいります。

信頼される学校づくりにつきましては、学校ごとの特色ある教育活動を保護者や地域の皆さんに伝え、理解と信頼を深めていただくことにより、学校教育に関する保護者や地域との連携協力や支援を得ることが大切です。

そのため、学校だよりの地域配布やホームページへの掲載、地域参観の実施により、学校における様々な活動を紹介し、授業や学校行事の様子を知っていただくとともに、保護者や地域の方々による学校関係者評価を活かした学校運営の改善に努めてまいります。

また、学校ボランティアによる様々な支援活動の充実を図るため、学校支援地域本部事業の紹介や登録者の拡大に努めてまいります。

教職員研修の充実につきましては、時代状況に応じた教育実践の質を高めていくため、各種研修を積極的に受講、参加することが大切です。

そのため、学校ごとの課題に対応した校内研修の充実をはじめ、公開研究指定校事業の積極的な実施、空知教育センター等が開催する各種研修の活用による専門的知識や技能の習得を進めていきます。

また、教職員が美唄の歴史や産業などを学び、授業等に活かしていくことができるよう、

「ふるさと美唄研修」を実施します。

教職員の不祥事防止に向けては、コンプライアンス確立月間の周知や校内研修などを通じて、教育公務員としての自覚を高め、法令や服務規律の遵守について、一層、徹底してまいります。

学校施設の整備につきましては、安全な教育環境を実現するため、小中学校の屋内体育館に設置されているバスケットゴールや照明器具などの非構造部材の耐震診断を実施するほか、南美唄小学校の外壁改修・屋上防水工事、東中学校の放送機材の入替及びスクールバスの更新を行います。

また、中学校に配置しているコンピュータについては、基本ソフトのサポートが終了することから、機器を更新します。

平成 24 年度末に閉園した旧市立三井美唄幼稚園の園舎につきましては、新たな用途がないことから、防火・防犯上の安全対策として、解体工事を行います。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成活動の推進につきましては、青少年が健やかに成長することができるよう、家庭、学校地域が一体となって、安全・安心な環境づくりを一層充実していくことが重要です。

そのため、スポーツ教室の開催や漢字検定の実施、芸術文化活動の実施のほか、優良青少年の表彰など、青少年育成関係団体等との連携により、引き続き、健全育成の取組みを進めてまいります。

青少年センターにつきましては、防犯団体等と連携し、街頭指導や相談業務を実施するなど、子どもたちを犯罪や事故から守るため、

指導、啓発に努めてまいります。

放課後児童施設につきましては、昼間、保護者が家庭にいない児童の学習指導や交流などの育成活動を小学校区ごとに、進めてまいります。

また、日々急速に変化する情報化社会の中で、保護者も子どもたちもその対応に悩みを深めている状況が見られることから、スマートフォンなどの情報通信機器に対する対処方法や留意点等を子どもだけではなく、学校や保護者とともに共有し、問題行動の抑止や被害の未然防止等に取り組んでまいります。

生涯学習活動の充実につきましては、急速な高齢化や人口減少などが進む中であって、一人ひとりが生涯にわたって様々な学習経験を積み、生きがいを実感できる生活をしていくことが重要です。

そのため、市民カレッジや生涯学習セミナーの開催については、身近で魅力のある内容となるよう工夫するなど、市民の皆さんの多様な学習ニーズへの対応に努めてまいります。

文化財につきましては、先人の息吹や歴史の積み重ねの中で継承されてきた貴重な市民の財産であり、ふるさとへの愛着や誇りにつながる大切なものであることから、保存の在り方に関して、検討を進めるとともに、その紹介や活用に取り組んでまいります。

芸術文化の振興につきましては、文化や芸術の楽しさを幅広い世代の方々に感じてもらい、創造性や感性を育み、心豊かな生活につながるよう、各関係機関・団体等と連携し、市民文化祭をはじめ、絵画展や演劇公演、コンサートの開催など、芸術文化に触れる機会の充実に努めてまいります。

アルテピアッツァ美唄につきましては、彫刻作品を中心とした自然環境と芸術とが融合した世界に誇るべき特色ある施設として、市内外への情報発信に努めるとともに、美術館としての位置づけに向け、更に検討を進めてまいります。

社会教育施設につきましては、市民の皆さんの多様な学習ニーズに応えるため、安全で快適な学習環境づくりを基本として、適切な管理運営に努めてまいります。

市民会館・公民館につきましては、音楽や演劇などの鑑賞機会や市民の皆さんの幅広い学習活動の場を提供してまいります。

郷土史料館につきましては、特別展の開催や移動史料館の実施のほか、映像資料の活用などにより、郷土の歴史や文化を市民の皆さんに伝えてまいります。

また、資料の収集状況や収蔵資料等について、郷土史料館だよりの発行やホームページなどを通じて情報提供をしてまいります。

図書館につきましては、5月の子どもの読書週間や11月の読書週間での特別展の開催のほか、8月の平和図書コーナーの開設など、市民の皆さんの読書への関心を高め、身近な図書館として利用されるよう、取り組みを進めてまいります。

また、子どもの読書活動につきましては、幼児期に本に親しむ環境をつくるため、ブックスタート事業や読み聞かせの活動を継続するとともに、小学生向けには美唄出身の児童文学作家、後藤竜二さんの作品の読書感想文コンクールを引き続き、実施するなど、図書館と学校の連携を図りながら、子どもたちが本と触れ合う機会の充実に努めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、スポーツは体力の向上や健康の維持増進に大きく寄与するとともに、多くの人たちに感動と夢を与え、活力ある地域社会の形成に重要な役割を担っています。

そのため、幅広い世代を対象として、ウォーキングや軽スポーツなど、身近に取り組めるものから、各種競技の技術向上まで、関係団体等と連携協働し、スポーツ教室やスポーツ大会の開催、学校体育施設開放事業などを通じ、生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

体育施設につきましては、必要な改修等を行い、スポーツ・レクリエーション活動の安全な利用を図ってまいります。

総合体育館につきましては、用具の更新のほか、屋上部分の改修工事を実施します。

温水プールにつきましては、水質を維持するための循環設備の改修を行います。

体育センターにつきましては、老朽化が進んでいる現施設の供用を、平成 25 年度末をもって廃止し、平成 26 年度から、その代替施設として、旧北海道美唄工業高等学校の屋内体育館等を活用し、スポーツ団体やサークルの活動場所の確保を図るとともに、平成 27 年度以降の施設の在り方や活用方法などについて、所有者である北海道教育委員会と協議・検討を進めてまいります。

以上、平成 26 年度の教育行政執行方針を申し上げます。

心の通った温かい人間関係を築くことは、どのような時代にあっても望まれることですが、現代のように、社会状況が複雑になるにつれ、困難さが生じています。

教育委員会が進めようとしている「心と心をつなぐ指導」は、カウンセリング・マインドを養うための取り組みです。「あなたの話が聞きたい」「あなたの気持ちがわかりたい」という態度や心構えがカウンセリング・マインドであり、思いやりのある良好な人間関係を築いていく上で有効であると言われています。

教育委員会といたしましては、息の長い取り組みとして「心と心をつなぐ指導」も取り入れながら、子どもたちがやさしく、温かい環境の中で、意欲をもって学習等に向き合えるよう、教育の充実に努めるとともに、市民の皆さん一人ひとりが主体的に選択する学びや活動を通じて潤いのある暮らしを実現していけるよう、教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力を心より、お願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 6、報告第 1 号例月出納検査結果報告ないし日程の第 10、報告第 5 号定期監査報告の以上 5 件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第 1 号ないし報告第 5 号の以上 5 件を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 11、議案第 3 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件ないし日程の第 24、議案第 16 号指定

管理者の指定の件の以上 14 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 3 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、給与独自削減措置が本年 3 月末をもって終了することから、美唄市財政健全化計画の推進を図り、現在の独自削減措置を 1 年継続実施するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 4 号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、給与独自削減措置が本年 3 月末をもって終了することから、美唄市財政健全化計画の推進を図り、現在の独自削減措置を 1 年継続実施するための改正を行うほか、派遣職員に支給する単身赴任手当の新設及び住居手当の改正を行うとともに、財団法人北海道都市職員福祉協会の解散等に伴い、職員の給与からの控除の見直しについて、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 5 号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件であります。

本件は、北海道市町村職員退職手当組合の組織団体である 2 団体が、平成 26 年 3 月 31 日付で解散脱退することから、規約の必要な変更を行うものであります。

次は、議案第 6 号美唄市空き家等の適正管

理に関する条例制定の件であります。

本件は、管理不全となった空き家等の管理に関し、所有者等の責務を明らかにするとともに、所有者等に適正な管理を求め、市民の安全と良好な生活環境の保全に寄与することを目的に条例を制定するものであります。

次は、議案第 7 号美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件であります。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、「消防組織法」の一部が改正され、従来、国が定めていた消防長及び消防署長の資格の基準等については、政令で定める基準を参酌し、条例で定めるととされたことから、条例を制定するとともに、附則において、「美唄市消防長の任命資格を定める条例」を廃止するものであります。

次は、議案第 8 号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。

本件は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正により、障害福祉サービスの定義が見直されたことに伴い、非常勤消防団員等に介護補償を支給する要件を規定する条文中の引用条項を整備するものであります。

次は、議案第 9 号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正により、消費税率及び地方消費税率の引き上げ及び人件費や物件費等の変動の影響に伴い、危険物の製造所等の設置

許可の申請、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額が改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 10 号美唄市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、「社会教育法」の一部が改正され、従来、国が定めていた社会教育委員の委嘱基準については、省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたことから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 11 号美唄市体育センター条例の一部改正の件であります。

本件は、老朽化が進んでいる現美唄市体育センターの施設を、平成 25 年度末をもって供用廃止し、平成 26 年度からその代替施設として、旧北海道美唄工業高等学校の屋内体育館等を北海道教育委員会から借用し活用するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 12 号指定管理者の指定の件であります。

本件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定するため議会の議決を求めるもので、「美唄市総合体育館」の指定管理者に「特定非営利活動法人 美唄市体育協会」を指定しようとするものであります。なお、指定の期間につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までであります。

次は、議案第 13 号美唄市医療費助成条例の一部改正の件であります。

本件は、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援するため、乳幼児等医療費助成事業の対象を拡大し、小学校就学前の全ての乳幼児の医療費に係る自己負担額を全額助成することについて、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 14 号美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件であります。

本件は、平成 24 年度にパークゴルフ場 9 ホールの増設工事が完了し、今年度は増設工事部分の養生を行ってきたところですが、平成 26 年 4 月下旬から供用を開始するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 15 号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、平成 26 年 4 月 1 日から「屋外広告物の許可等に関する事務」が北海道から本市に移譲されることに伴い、屋外広告物の許可、変更許可及び継続許可に係る手数料を条例に定める必要があることから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 16 号指定管理者の指定の件であります。

本件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定するため議会の議決を求めるもので、「美唄市農道離着陸場」の指定管理者に「ピートエアインコーポレーション 日本支店」を指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 ただいま提案理由の説

明がありました。議案第 3 号ないし議案第 16 号の以上 14 件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上審査することにしたしたいと思います。

これより議案第 3 号ないし議案第 16 号の以上 14 件について一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 3 号ないし議案第 12 号の以上 10 件は総務文教委員会に、議案第 13 号ないし議案第 16 号の以上 4 件は産業厚生委員会にそれぞれ付託の上審査することにしたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 25、議案第 17 号平成 25 年度美唄市一般会計補正予算第 8 号ないし日程第 35、議案第 27 号平成 26 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 11 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 17 号平成 25 年度美唄市一般会計補正予算第 8 号であります。

本件は、第 1 条歳入歳出予算、第 2 条繰越明許費、第 3 条債務負担行為、第 4 条地方債について補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 7,905 万 7,000 円を増額補正し、補正後の予算総額を 171 億 3,111 万 6,000 円にしようとするものであり

ます。

補正内容は、歳出では、民生費に、平成 26 年 4 月からの障害者総合支援法の制度改正に伴い、障害者支援システムの改修を行う「障がい者在宅福祉一般管理事務」を、消費税率及び地方消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として給付措置を行う「臨時福祉給付金給付事業」を、乳幼児家庭を訪問する際に、効率よくニーズに合わせた訪問活動を行うため、電動自転車を購入する「子育て地域ささえあい事業」を、消費税率及び地方消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図ることから、臨時的な給付措置を行う「子育て世帯臨時特例給付金給付事業」を、衛生費には、働く世代の女性に対して、受診の勧奨や無料クーポン券等を配布することにより、がん検診の受診促進を図る「中高年疾病予防事業」を、農林費には、国の補正予算により、道営農地整備事業の峰岩地区及び大富地区に予算配分され、事業が実施されることから農家負担軽減対策を行う「食料供給基盤強化特別対策事業」を、商工費には、市内における工鉦業の振興を促進するため、設備投資する者に対し、助成措置を行い、産業の振興と雇用の拡大を図る「企業立地等振興対策補助事業」を計上しました。

歳入には、対応する財源として、地方交付税、国庫支出金、道支出金、市債を計上するものであります。

繰越明許費につきましては、本歳入歳出予算に計上している「臨時福祉給付金給付事業」、

「子育て世帯臨時特例給付金給付事業」、「中高年疾病予防事業」の全額について繰越明許費を設定するほか、当初予算の一部及び本歳入歳出予算に計上している「食料供給基盤強化特別対策事業」の全額について、平成 25 年度中に事業が完了できないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

債務負担行為の補正につきましては、中小企業基盤整備機構より購入する空知団地の購入費並びに本定例会に提案している農道離着陸場及び総合体育館の指定管理者の指定に関する管理業務について、それぞれ債務負担行為を設定するほか、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、平成 24 年度及び平成 25 年度に設定していた各施設指定管理業務の増額により、債務負担行為を設定するものであります。

地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「企業立地等振興対策補助事業」及び「食料供給基盤強化特別対策事業」の補正に伴い、「過疎地域自立促進特別事業債」及び「農業基盤整備債」の限度額を増額変更するものであります。

次に、平成 26 年度各会計予算について申し上げます。

平成 26 年度の予算編成につきましては、国の経済対策や市民生活に密着した一般廃棄物対策などに配慮しながら、美唄市財政健全化計画を着実に推進するため、びばい未来交響プラン・第 6 期美唄市総合計画の都市像に掲げている「食・農・アートが響き合う緑のまち美唄」の実現を目指し、地域経済の活性化、自然・生活環境の整備、安全・安心の確保、人づくりを重点施策として、限られた財源の

中で、事業の選択と集中を図りながら、所要の事業について予算計上したところです。

この結果、全会計の予算の総額は、301 億 9,755 万 2,000 円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 18 号平成 26 年度美唄市一般会計予算であります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 169 億 9,908 万 5,000 円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第 1 表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務などを、総務費には、移住・定住促進事業や美唄市バス路線維持費補助事業、防災資機材等整備事業などを、民生費には、地域子育て拠点支援事業や認定こども園管理運営事業などを、衛生費には、乳幼児等医療費助成事業や生ごみ堆肥化施設整備事業、ごみ広域処理焼却施設整備事業などを、労働費には、緊急雇用対策事業などを、農林費には、農地・水保全管理支払交付事業や国営換地計画受託事業などを、商工費には、農商工連携推進助成事業や市内消費拡大促進事業などを、土木費には、道路新設改良事業や都市計画街路整備事業などを、消防費には、消防施設整備事業や消防水利整備事業などを、教育費には、小中学校大規模改修事業や総合体育館整備事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などを、それぞれ計上し

ました。

一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。

第2条から第5条までは、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第19号平成26年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を5,289万4,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に5,189万4,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に1,314万円を計上しました。

第2条から第3条までは、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第20号平成26年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を38億2,453万4,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に26億9,676万4,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、国庫支出金に9億1,211万円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようと

するものであります。

次は、議案第21号平成26年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を19億6,867万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費に5億672万8,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市債に7億5,930万円を計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第22号平成26年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を26億9,642万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に25億4,016万4,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、支払基金交付金に7億4,686万3,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第23号平成26年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を2億2,124

万円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に1億7,143万5,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に2億2,094万円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第24号平成26年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億7,482万5,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に7億5,867万3,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に2億6,611万8,000円を計上しました。

次は、議案第25号平成26年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数及び一日平均患者数の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第26号平成26年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第27号平成26年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量及び一日平均配水量の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第7条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第17号ないし議案第27号の以上11件については大綱質疑にとどめ、のちほど設置いたします特別委員会に付託の上審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第17号ないし議案第27号の以上11件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

議案第17号ないし議案第27号の以上11件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

倉本賢議員、長谷川吉春議員、
谷村知重議員、丸山文靖議員、
本郷幸治議員、森川 明議員、
吉岡文子議員、桜井龍雄議員、
金子義彦議員、高田正則議員、
五十嵐聡議員、小関勝教議員、
土井敏興議員

の以上13人の議員を指名いたします。

●議長内馬場克康君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11時21分 散会

